

# 社会福祉法人船橋市社会福祉協議会ソーシャルメディア運用要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人船橋市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）及び地区社協福祉協議会（以下「地区社協」という。）が、ソーシャルメディアを市民等への情報提供媒体として運用するために、必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱においてソーシャルメディアとは、インターネットを利用して誰でも手軽に情報を発信し、相互のやりとりができる双方向のメディアであり、ブログ、X(旧Twitter)、Facebook、Instagram等のSNS(ソーシャルネットワーキングサービス)、YouTubeやニコニコ動画等の動画共有サイト、LINE等のメッセージングアプリを指す。

## (適用範囲)

第3条 この要綱を適用する範囲は、市社協及び地区社協で運用するソーシャルメディア（専ら職員や事業者等のみで業務上の連絡を目的として利用しているソーシャルメディアを除く）とする。

## (行動原則)

第4条 市社協及び地区社協の業務として、ソーシャルメディアを利用する市社協の職員及び役員、並びに地区社協の職員及び役員は、ソーシャルメディアを用いて情報発信を行う際、次の各号を遵守する。

- (1) 法令及び社会福祉法人船橋市社会福祉協議会の保有する個人情報の保護に関する規程を遵守すること
- (2) 発信する情報は正確に記述し、誤解を招かないよう留意すること
- (3) インターネット上に公開された情報は完全に削除できないことを意識して発信すること
- (4) 次に掲げる情報を発信しないこと
  - ・ 基本的人権、肖像権、プライバシー権等、憲法上保障される権利を侵害する情報
  - ・ 人種、思想、信条等を差別し、又は差別を助長させる情報
  - ・ 違法な情報、又は違法行為をあおる情報
  - ・ 第三者に損害を与える又は自己の利益を図ることを目的とした故意に誤った情報
  - ・ 閲覧者に損害を与えるサイト又はわいせつなサイトに関する情報
  - ・ 市や他者の権利を侵害する情報
  - ・ その他公序良俗に反する情報

## (アカウントの作成)

第5条 ソーシャルメディアを通じて市民等への情報を発信することを目的に、SNSアカウントを立ち上げる際には、市社協においては事務局長、地区社協においては会長の了解を得た上で作成するものとする。また、地区社協については、市社協に報告するものとする。

(掲載内容)

第6条 市社協及び地区社協がソーシャルメディアで発信する情報は、次の各号に掲げる内容とする。

- (1) 市社協及び地区社協の事業（施設情報・イベント情報を含む）に関する情報
- (2) 市社協ホームページに掲載したコンテンツの概要、リンク情報等
- (3) 市社協及び地区社協の利用者、協力者、関係団体との信頼関係や相互理解を深めるための情報
- (4) その他、福祉に関する情報で、市民や関係団体等に有益な情報（国・千葉県・船橋市などが発信する福祉関連情報を含む）

(コメント等への対応)

第7条 市社協及び地区社協は、ソーシャルメディアを通じて専ら情報発信を行うものとし、利用者からのコメントに対して、原則として個別に返信等を行わない。意見及び問い合わせについては、市社協ホームページにおいて受け付けるものとする。

(コメント等の削除)

第8条 市社協及び地区社協は、投稿に対する利用者からのコメント及びリンクのうち、次の各号に該当するものを禁止し、予告なく削除することができる。

- (1) 個人情報をも本人の承諾なく特定、開示、漏えいするもの
- (2) 市社協及び地区社協又は第三者の名誉、信用を傷つけ、又は誹謗中傷するもの
- (3) 市社協及び地区社協又は第三者の著作権、肖像権、知的財産権を侵害するもの
- (4) 特定の個人・団体の利益に資するもの、またはそのための広告や宣伝を目的とするもの
- (5) 政治又は宗教活動を目的とするもの
- (6) 虚偽、又は事実と異なる内容のもの
- (7) 法令や公序良俗に反するもの
- (8) 各ソーシャルメディアが定める規約に反するもの
- (9) その他、市社協及び地区社協が不適切であると判断するもの

(知的財産権の帰属)

第9条 掲載しているすべての情報（テキスト、画像等）に関する知的財産権は、市社協及び地区社協又は原作者に帰属する。

(免責事項)

第10条 免責事項について、次のとおりとする。

- (1) 市社協及び地区社協は、掲載する情報の正確性に万全を期すが、その完全性を保証するものではない
- (2) 市社協及び地区社協は、利用者が掲載情報を利用したことにより、利用者又は第三者が被害を被った場合でも、一切の責任を負わない
- (3) 市社協及び地区社協は、利用者が投稿した内容について一切の責任を負わない
- (4) 市社協及び地区社協は、利用者間又は利用者と第三者とのトラブルによって生じ

た損害について、一切の責任を負わない

- (5) 市社協及び地区社協は、予告なく掲載情報を変更又は削除し、サービスの運用を中断または中止することがある

付 則

この要領は、令和7年10月1日から施行する。

ソーシャルメディアに関して市社協が把握しているアカウント情報

	名称	アカウント名	担当所属
1	X (Twitter)	船橋市社会福祉協議会 (@funashakyo)	船橋市社会福祉協議会
2	Instagram	船橋市社会福祉協議会 (※アカウント作成予定)	船橋市社会福祉協議会
		船橋市湊町地区社会福祉協議会 (minatochikushyakyou)	湊町地区社会福祉協議会
		高根台地区社会福祉協議会 (takanedai2525)	高根台地区社会福祉協議会
3	LINE	船橋市ボランティアセンター ※船橋市ボランティアセンターの ボランティア登録者のみ友達追加	船橋市ボランティアセンター
		船橋市ボランティア連絡協議会事 務局 ※船橋市ボランティア連絡協議会 登録者のみ友達追加	船橋市ボランティアセンター
4	Youtube	ぱれっとちゃんねる (@ぱれっとちゃんねる) ※限定公開	船橋市高齢者等権利擁護センター 「ぱれっと」

## 個人の私的なソーシャルメディアの利用原則

社会福祉法人船橋市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）及び地区社協福祉協議会（以下「地区社協」という。）の職員は、社会福祉法人船橋市社会福祉協議会就業規則（以下「就業規則」という。）第20条で定められた執務心得を遵守する必要があるとあり、同条第1項第5号において、「職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。」と定められていることから、ソーシャルメディアの個人的な利用においても一定の制限がかかります。

また、市社協及び地区社協の役員については就業規則の適用はありませんが、役員という社会的責任に基づき、この利用原則を遵守することが求められます。

個人の私的なソーシャルメディアの利用にあたっては、以下の点に留意し各自適切に活用してください。

- (1) ソーシャルメディアを私的に利用する場合においても、社会福祉法人船橋市社会福祉協議会ソーシャルメディア運用要綱で掲げた利用の行動原則を遵守し、職員として適切な利用を心がけてください。たとえ私的な利用であっても、前述の行動原則に反した場合、社会福祉法人船橋市社会福祉協議会就業規則等の違反規定に抵触することがあります。
- (2) 就業規則において執務心得を遵守する必要があることに鑑み、たとえ出張中の移動時間や時間外勤務中であったとしても、勤務時間中は利用しないでください。
- (3) ソーシャルメディアで発信した情報は、基本的に全ての利用者が閲覧できる状態にあり、情報共有機能によって一瞬で不特定多数に拡散する可能性があります。この事を十分に意識し、継続的につながりのある者同士の情報交換においても、発信して良い内容かを十分吟味してください。
- (4) 多くのソーシャルメディアには公開範囲設定が存在し、意図しない情報拡散を防ぐことができます。各自適切な設定を利用してください。
- (5) 位置情報付与機能を利用する場合は、位置情報を発信することが及ぼす影響について留意するとともに、必要に応じて当該機能の停止等の対応をとってください。
- (6) たとえ自分の本名、所属、職務内容等を明言せずに発信していても、過去に発信した情報や交友関係から、比較的容易にこれらの事項を特定することができます。ソーシャルメディアの匿名性を過信せず、節度ある利用を心がけてください。